

はじめに

昨年4月に学校教育法の一部が改正され、今年度は特別支援教育の元年といわれており、県内各地域及び各学校において、特別な教育的支援の必要な子どもたちの実態に応じた指導や支援が行われていることと思います。

通級による指導は、こうした動向に先立ち平成5年度から、小中学校の通常の学級で学習する児童生徒の中で、言語障害、難聴、情緒障害（含む自閉症）等により一部特別な指導を受けることを可能とするために始まった教育形態です。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、さらに、平成18年度から通級による指導の対象として新たにLD、ADHDが加わったことにより、これ以降、LD、ADHD、自閉症に対応する発達障害・情緒障害通級指導教室の新設や増設が進んでいます。平成19年度には、39市町の小中学校と県立坂戸ろう学校に、133教室の通級指導教室が設置され、1,986人の児童生徒が学んでいます。

今後、小中学校の通常の学級に在籍の言語障害、難聴、自閉症、LD、ADHD等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとって、特別な教育の場としての通級による指導は、さらにその必要性を増していくと思われれます。

したがって、現在、通級指導教室未設置の市町村においても、今後は、通級による指導に取り組みれることが想定されます。

さらに、特別支援教育体制の整備・充実が図られていく中で、特別支援学級や特別支援学校等の従来の通級指導教室以外の場においても通級による指導や同等の指導が行われることも考えられます。

県では、平成9年度、市町村教育委員会及び通級指導教室設置校等の関係者が通級による指導に係る事務等を円滑に進められるように「よりよい通級指導教室をめざして」を発行しました。

この度、発行する「通級指導の手引～よりよい通級による指導をめざして～」は、新たに始まった特別支援教育としての通級による指導の在り方や通級指導教室における指導の開始や終了に係る手続等を例示し、各市町村における通級による指導のより一層の充実と振興を図るためのものです。

今後とも、関係の皆様におかれましては、言語障害、難聴、自閉症、LD、ADHD等の児童生徒が、必要な通級による指導を受けられるよう支援体制の整備にお努めいただくとともに、その充実に向け、御尽力いただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長 黒澤 一 幸